

一般会計等財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

②無形固定資産

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・・・・・・減価償却法（定額法）

②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 7 年～75 年

物品 2 年～17 年

②無形固定資産・・・定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損の実績率等により徴収不能と見込まれる額を計上しています。

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従って計上しています。

④損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失保証債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法を勘案して計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

②物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分について、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理をしています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況

事項	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
埼玉県信用保証協会	—	4,630 千円	—	4,630 千円

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計

所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理特別会計

所沢市下水道事業会計の一部

②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に相違はありません。

③出納整理期間について

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④表示単位未満の金額について

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入により処理しているため、合計等の金額

が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.1%	2.6%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額	956,506 千円
繰越明許費	1,071,968 千円
合計	2,028,474 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産として
います。

内訳 土地 1,345,634 千円

②基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っ
ています。

平成 29 年度中の借入額 残高 0 千円

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財
政需要額に含まれることが見込まれる金額

53,763,361 千円

④将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定
要素）

標準財政規模	58,937,842 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,240,940 千円
将来負担額	72,388,766 千円
充当可能基金額	10,350,247 千円
特定財源見込額	6,837,282 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	53,763,361 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当ありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

該当ありません。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支	5,730,699 千円
支払利息支出	440,429 千円
投資活動収支	<u>△3,221,676 千円</u>
基礎的財政収支	2,949,452 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
一般会計歳入歳出決算書	101,596,126 千円	97,471,986 千円
財務書類の対照となる会計の範囲 の相違に伴う差額	568,919 千円	480,863 千円
繰越金に伴う差額	△3,202,776 千円	—
資金収支計算書	98,962,269 千円	97,952,849 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	5,730,699 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	721,660 千円
未収債権額の減少	△1,439,670 千円
未払債務額の増加	170,997 千円
預かり金の増加	△68,796 千円
退職手当引当金の減少	267,483 千円
賞与等引当金の増加	△19,715 千円
徴収不能引当金の減少	26,904 千円
損失補償等引当金の増減	0 千円
減価償却費	△8,052,829 千円
貸倒損失	△1,087,968 千円
資産除売却損	△374,362 千円
資産売却益	18,490 千円
その他の資産・負債の増加	690,809 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△3,416,298 千円

④一時借入金について

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 5,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 0 千円

⑤重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

310,832 千円